

“渚の駅” たてやまウミホテル観察会用備品等貸出要綱を次のように定める。

平成30年9月12日

館山市長 金丸 謙一

(目的)

第1条 館山の豊かな海の象徴でもあるウミホテルの観察会が開催されることで、館山の魅力を広く知ってもらうとともに、自然や環境に対する興味や関心を喚起するため、市が所有するウミホテル観察会用備品等（以下「備品等」という。）を団体等に貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2条 貸出可能な備品は別表第1に定める。

ただし、施設外に持ち出して使用する場合（以下「出張貸出」という。）は、実体顕微鏡及びテレビ投影用ビデオカメラ及び50インチテレビは除くものとする。

(使用料)

第3条 貸出する備品の使用料は、観察会1回につき一式800円とする。

ただし、レクチャールームを使用して行う場合は、観察会1回につき一式500円とする。

(貸出対象)

第4条 貸出の対象は、地域の魅力発信や地域振興及び環境教育に寄与することを目的にウミホテル観察会の開催を希望する団体及び個人とする。

(貸出条件)

第5条 備品等を借り受けようとする団体等（以下「使用者」という）は、備品等の操作方法や取扱いについて、事前にレクチャーを受けるものとする。

(貸出期間)

第6条 備品の貸出期間は、原則、レクチャールームの利用時間内とする。

ただし、出張貸出は事前に職員と協議して決定することとする。

(使用の申請及び許可)

第7条 使用者は、原則として借受日の3ヶ月前の初日から3日前までの開庁日にウミホテル観察会用備品借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適正と認められた場合は当該備品の使用期間及びレクチャールームの使用期間が他の団体と重複していないことを確認の上、受付をし、使用者に通知するものとする。

(貸出の変更等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出条件を変更し、又は貸出しを取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要綱又は貸出条件に違反したとき。

(2) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(管理責任)

第9条 使用者は、備品等を善良に管理するものとする。この場合において、使用者は、備品等を他の目的に使用し、又は転貸してはならない。

(返却)

第10条 使用者は、備品等の使用後は借受前の現状に復して、速やかに返却しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により機器等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(レクチャールームの借用)

第12条 レクチャールームを使用して観察会の開催を行う際は、別途レクチャールームの使用料を支払わなければならない。ただし、利用申請については、ウミホテル観察会用備品借用申請書(様式第1号)の提出をもって、レクチャールームの利用申請書の提出に代えることができる。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月12日から施行する。

別表第1

備品名	数量	備考
実体顕微鏡セット	1	シャーレ、時計皿あり
スチロール丸型水槽	5	
観察用薄型水槽	4	漏斗、ビーカーあり
発光装置一式	2	
テレビ投影用ビデオカメラ	1	ケーブル類含む
50インチテレビ	1	常設

出張貸出は、実体顕微鏡セット、テレビ投影用ビデオカメラ、50インチテレビは除く。

